

八尾市飲用井戸等衛生管理運営指導要領

1 目的

この要領は、市内に設置されている飲用水を供給する井戸等の給水施設の衛生確保を図るため、当該給水施設の設置者及び管理者（以下「設置者等」という。）並びに利用者に対する適正な管理に関する指導、啓発及び水質汚染時の措置等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この要領に基づく指導は、市が関係機関の協力を得て実施するものとする。

3 対象施設

この要領において対象とする施設は、市内に設置されている飲用水を供給する井戸等の給水施設（水道法（昭和 32 年法律第 177 号）、建築物の衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）又は大阪府特設水道条例（昭和 33 年大阪府条例第 30 号）の適用を受ける施設を除く。）であって、地下水、表流水又は湧水を水源とするもの（以下「飲用井戸等」という。）をいう。

4 施設情報の提供

設置者等は、飲用井戸等の設置場所、設置数、利用状況及び管理状況等に関する情報を提供する等により市に協力するものとする。

5 管理基準

設置者等は、次に掲げる基準に従い、自ら適正な管理に努めるものとする。

（１）清潔の保持

ア 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人畜が入らないように適切な措置を講ずること。

イ 飲用井戸等に係る井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等及びこれらの周辺の点検を定期的に行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。

ウ 飲用井戸等を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。

（２）水質検査の実施

ア 使用開始前の検査

設置者等は、飲用井戸等の使用を開始する前に、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号。以下「省令」という。）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）について検査を行い、これに適合することを確認すること。

ただし、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒドにあっては、当該飲用井戸等の周辺の地下水等からこれらの物質が検出されていない場合及び消毒を行っていない場合、（４Ｓ，４ａＳ，８ａＲ）－オクタヒドロ－４，８ａ－ジメチルナフタレン－４ａ（２Ｈ）－オール（別名ジェオスミン）及び１，２，７，７－テトラメチルビシクロ〔２，２，１〕ヘプタン－２－オール（別名２－メチルイソボルネオール）にあ

っては、湖沼等の停滞水を水源としない場合は、検査を省略できるものとする。

イ 定期の検査

設置者等は、水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度及び濁度、並びにトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他水質基準項目のうち、周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査を毎年 1 回以上行うこと。

ウ 臨時の検査

設置者等は、飲用井戸等から給水される飲用水に異常を認めたときは、水質基準項目のうち必要なものについて水質検査を行うこと。

エ 水質検査機関

設置者等は、次の者に依頼して水質検査を行うこと。

（ア）保健所等地方公共団体の機関

（イ）水道法第 20 条第 3 項の規定に基づき国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関

（ウ）建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項に基づき建築物における飲料水の水質検査を行う事業の知事の登録を受けた者

オ 水質検査結果等の保存

設置者等は、水質検査等を行ったときは、その結果を保存すること。

（3）汚染が判明した場合の措置

ア 設置者等は、その供給する飲用水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を利用者に周知するとともに、市に連絡し、指導を受けること。

イ 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤その他有害物質が同法に基づく水質基準以下であっても検出された場合は、市に連絡し、指導を受けること。

6 指導・啓発等

市は、この要領に定める管理基準に従い、設置者等及び利用者に対し適正な管理についての指導を行うとともに、正しい知識の普及を図ること。

（1）市は、関係機関及び地域組織団体等と連携を図り、飲用井戸等の設置場所、設置数、利用状況等の把握に努めるとともに、これらについての記録を保存すること。

（2）市は、設置者等の協力を得て、飲用井戸等に係る水質の状況の把握に努めるものとする。

（3）市は、設置者等からこの要領に定める連絡を受け、又はその飲用井戸等の汚染を発見した場合は、別に定める八尾市飲用井戸等の水質汚染事故処理要領に基づき、必要な措置を講ずること。

附 則

この要領は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月17日から施行する。